

「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定（案）の概要について

1 「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定の経緯

平成21年10月に茨城県食の安全・安心推進条例が施行され、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「茨城県食の安全・安心確保基本方針（平成21年12月）」を制定し、基本方針の具体的な行動計画として「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」を策定し、事業を推進してきた。

今年度で、計画期間（平成22年度～平成24年度）が終了することから、次年度以降3年間の行動計画を新たに策定することとした。

2 「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定（案）の概要

（1）計画期間

平成25年度から平成27年度までの3年間

（2）体系

茨城県食の安全・安心確保基本方針の体系に沿い、生産から消費に至る流れに沿った分かりやすい体系で構成している。（別添）

（3）プラン毎の構成

目標を達成するために講じる施策や事業及び取り組みの現状、課題、施策、施策の効果、指標の設定等を明記している。

（4）新たに追加したプラン（6プラン）

- 放射性物質対策
 - ・ 農林水産物の放射性物質検査（農産物、畜産物、水産物）
 - ・ 加工食品の放射性物質検査
 - ・ 食品の放射性物質に係る正確な情報提供とリスクコミュニケーション（再掲を含む）

（5）整理・統合されるプラン（13プラン）

- 見直しの理由
 - ・ 他のプランへの整理・統合（重複しているプランがあるため）【7プラン】
 - ・ 施策として一定の効果を上げたため【2プラン】
 - ・ その他【4プラン】

現行プラン（計画期間：H22年度～H24年度）

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 36プラン
- 2 食品に関する正確な情報の提供 22プラン
- 3 県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立 20プラン

新規追加：6プラン

見直し

整理統合等：13プラン

新プラン（計画期間：H25年度～H27年度）

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 35プラン
- 2 食品に関する正確な情報の提供 19プラン
- 3 県、食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立 17プラン